

## PTA総合補償制度のご案内

P T A 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険

東京都立板橋高等学校  
PTA会長 樋木 正吉

東京都立板橋高等学校 PTA 会では、生徒及び保護者の皆さんにより安心して学校生活を送っていただくために、PTA 総合補償制度をご用意させていただいております。

生徒の学校生活およびPTA活動中に生じたケガや賠償事故に備えた総合補償制度につきまして、2021年度の補償内容、および万が一の事故の際の請求方法をご案内いたします。

### <本補償の特長>

1. 生徒のケガ(PTA 活動中)、生徒の賠償(24 時間)、保護者・教職員のケガ(PTA 活動中)、保護者・教職員の賠償(PTA 活動中)が補償されます。
2. 生徒が誤って他人を傷つけたり、他人のものを壊した場合など24時間補償します。また、PTA 活動中における第三者賠償やPTA が借用したものを壊した場合の賠償事故も補償されます。
3. 保険金のご請求手続きは簡単です。事故が発生したらまずはお電話にてご連絡ください。保険会社から請求方法等についてご案内申し上げます。
4. このご契約はベルマーク対象商品となります。

### ご契約内容

商品 : PTA団体傷害保険 証券番号 SA23003655  
(生徒・保護者・教職員のPTA活動中のケガを補償)  
PTA賠償責任保険 証券番号 SA23005992  
(生徒の24時間・保護者・教職員のPTA活動中の賠償事故を補償)

保険契約者 : 東京都立板橋高等学校PTA



保険期間 : 2021年4月1日午後4時から2022年4月1日午後4時まで

被保険者 : 東京都立板橋高等学校生徒およびPTA会員

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店 : パワーリンク株式会社

# 補償のあらまし

		補償の内容	補償の範囲	保険金額 (賠償は支払限度額)	
在校生徒	傷害	PTA行事参加など学校の管理下中に被ったケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。 (PTA団体傷害保険)	PTA行事参加中	死亡保険金額	500万円
				後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡保険金額の4~100%
				入院保険金(日額)	5,000円
				手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額×10 入院中以外の手術:入院保険金日額×5
				通院保険金(日額)	3,000円
	賠償	日本国内で誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊し、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。  (例)自転車で通行人にぶつかってケガをさせた。 ※親に監督責任の問題があるなど法律上の損害賠償責任を負担すべき場合のみが対象となります (PTA賠償責任保険<児童・生徒賠償責任補償条項>)	日常生活全般 (24時間)	対人・対物 共通	1億円 (自己負担額なし)
生徒の親または会員名簿に記載のある保護者・教職員	傷害	日本国内でPTAが主催・共催する全ての行事中に被ったケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象とします。  (例)PTA主催のスポーツ大会でケガをし、通院した。 (学校契約団体傷害保険、PTA団体傷害保険)	PTA行事参加中	死亡保険金額	500万円
				後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡保険金額の4~100%
				入院保険金(日額)	5,000円
				手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額×10 入院中以外の手術:入院保険金日額×5
				通院保険金(日額)	3,000円
	賠償	日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、物を壊し、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。	PTA活動の遂行に伴う賠償危険	対人	1名 1億円 1事故 1億円
		日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用具等の財物を使用・管理中に壊れたり盗まれたことについて、その所有者に対する法律上の賠償責任を負った場合に補償します。 (PTA賠償責任保険 <管理者賠償責任補償条項>)	保管物危険	対物	1事故 1億円 (※対人・対物、自己負担額 5千円)
				保管物 (PTA管理下のみ対象)	会員1名につき 10万円 1事故・保険期間中 3,000万円  (自己負担額 1事故 5千円)

# 万一事故が発生したら

● 次の内容を引受保険会社(下記参照)に、および事故があったことを担任の先生へご連絡ください。

- 1.連絡者名(保護者名、生徒名) 2.東京都立板橋高等学校の生徒、もしくは保護者であること
- 3.証券番号 表紙のご契約内容をご参照ください。
- 4.事故の内容 事故発生日時、場所、被害者、加害者、事故原因等  
※ご連絡いただきました後、手続きについての詳細ご案内をいたします。

● 証明書類について

手続きの書類の中には、下記のように証明を要するものがあります。  
詳しくは事故を受付後、ご案内致しますので、ご手配ください。

※生徒のケガの場合・・・学校長等による学校またはPTA活動中の事故証明書  
保護者・教職員の事故の場合・・・PTA 会長等による PTA 活動中の事故証明書 など

● 保険金請求時の諸注意

- ① 万が一、事故が発生した場合はただちに下記の保険会社へご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がないと、それによって引受保険金会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払することがあります。
- ② 賠償責任に関する事故が発生した場合、遅滞なくご連絡をいただくとともに、事故の対応についてはご相談ください。引受保険会社の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

● 事故時のご連絡先 ○遅滞なく下記連絡先、および担任の先生にご連絡ください。

**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について**

**お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は**

**0120-101060**

・携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 ・おかけ間違いにご注意ください。  
音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※ご加入の団体名 都立板橋高等学校 PTA をお伝えください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります(下記のご注意いただきたい事項をご覧ください)。

※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意ください事項
お問合わせ、 ご相談・苦情	平日：AM9：00～PM5：00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)	●実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合わせ等につきましては、ご契約の取扱代理店または引受保険会社営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。

**事故が発生した場合は**

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

**あんしん24受付センター 0120-985024**

※受付時間 [365日24時間] ※携帯電話・PHS からもご利用いただけます。  
※おかけ間違いにご注意ください。

**指定紛争解決機関について**

**引受保険会社との間で問題を解決できない場合は**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808**

※受付時間 [平日AM9：15～PM5：00 (土日祝日および年末年始を除きます)]

※通話料はお客さまのご負担となります。

※携帯電話からもご利用いただけます。PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください (<http://www.sonpo.or.jp/>)。

引受保険会社のお客様に関する情報の取扱い(プライバシーポリシー)、保険会社破綻時の取扱いについては、引受保険会社ホームページをご覧ください。  
引受保険会社ホームページ <http://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/policy/privacy.html>

(注)PTA賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被保険者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払する場合があります。

こちらのご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店もしくは引受保険会社までお問合わせください。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店

**パワーリンク株式会社**

〒108-0073 東京都港区三田 3-14-10  
三田三丁目 MTビル5F 担当: 仲村 稔  
Tel: 03-6435-2066(代)

引受保険会社

**あいおいニッセイ損害保険株式会社**

**東京中央支店 ニューチャネル推進室**  
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目1番6号  
あいおいニッセイ同和損保八重洲ビル5階  
Tel: 03-3242-7121(代)